

中小企業投資促進税制の活用について

はじめに

中小企業投資促進税制は、中小企業等が設備投資等を行った場合に特別償却又は税額控除が認められる制度です。平成 24 年度税制改正において、適用期限が 2 年間延長され、平成 26 年 3 月 31 日までに取得した設備等に適用されることとなりました。

概要

中小企業が取得した下記対象設備等(新品に限る)について、30%の特別償却又は 7%の税額控除を受けることができます(税額控除の場合、その事業年度の法人税額の 20%が限度となり、控除しきれなかった分については翌事業年度に限り繰越可能です)。

<対象設備等>

項目	対象	取得価格
機械・装置	すべて	160 万円以上
器具・備品	電子計算機 デジタル複合機 試験又は測定機器	1 台若しくは、複数台計 120 万円以上 1 台 120 万円以上 1 台 60 万円以上かつ 1 台若しくは、複数台計 120 万円以上
工具	測定工具及び検査 工具	1 台 30 万円以上かつ 1 台若しくは、複数台計 120 万円以上
ソフトウェア	一定のソフトウェ ア	1 基若しくは、複数基計 70 万円以上
その他の 設備	普通貨物自動車 (車両総重量が 3.5 トン以上のもの) 内航船舶 (但し、取得価格の 75%が対象)	金額要件なし 金額要件なし

<対象事業者>

青色申告書を提出する個人事業者または資本金 1 億円以下の中小企業者等。ただし、税額控除については、中小企業のうち資本金の額が 3,000 万円以下の法人のみ選択可能となります。

税額控除又は特別償却の選択

税額控除と特別償却両方が選択可能な場合、どちらを選択するかによって税額に影響がでますので、各条件に

よってどちらが有利となるのか判断することとなります。例えば、課税所得金額が 800 万円、取得設備金額が 1,000 万円だった場合、下記のように、特別償却を選択した場合の方が、法人税額が少なくなります。

◎特別償却を選択

特別償却額 $1,000 \text{ 万円} \times 30\% = 300 \text{ 万円}$

法人税額 $(800 \text{ 万円} - 300 \text{ 万円}) \times 15\% = \boxed{75 \text{ 万円}}$

◎税額控除を選択

税額控除(法人税額の 20%を限度)

$\begin{cases} 1,000 \text{ 万円} \times 7\% = 70 \text{ 万円} \\ 800 \text{ 万円} \times 15\% \times 20\% = 24 \text{ 万円} \leftarrow \text{適用限度額} \end{cases}$

法人税額 $800 \text{ 万円} \times 15\% - 24 \text{ 万円} = \boxed{96 \text{ 万円}}$

※法人税率は軽減税率 15%(課税所得 800 万円以下で、地方税等を除く)にて計算。

選択時の留意点

上記のように初年度のみを見ると、特別償却を選択した方が有利となりますが、翌年度以降の事業予測を考慮した場合、税額控除を選択した方が有利となる場合もありますので注意が必要です。

特別償却は、初年度に減価償却費が特別償却の分だけ多く計上される為、税金の額が減少しますが、償却期間全体で見た場合、償却費の総額は同額ですので、法人税額は変わりません。

一方、税額控除は、法人税額そのものを減額することとなりますので、税額控除分の税金が免除されることとなります。その為、償却期間にわたって利益が発生すると予測される場合、一般的には税額控除の方が有利となります。しかし、税額控除は、法人税額の 20%が限度となっているため、それ以上の税額の免除はされません。翌年度以降に赤字が予測されるようであれば、初年度の税額が有利となる特別償却を選択し、資金繰りを改善するという考えられますので、各企業の状況に応じた選択が必要となります。(文責：大草)

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp